

SUGGEST by hamamoto
mite net!
 みてねっと!

2016 WINTER

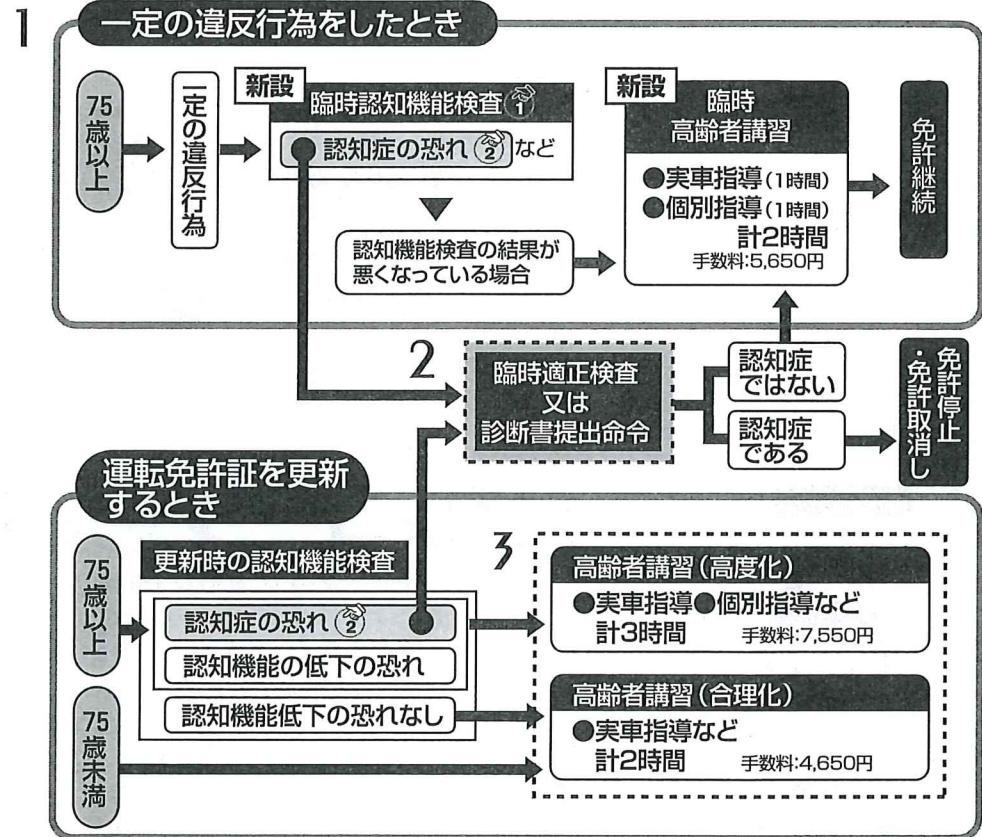
Vol.49



平成29年
3月12日
スタート

改正道路交通法が施行されます

警察庁のまとめによると、今年1~6月の自動車とバイクが第1当事者となる死亡事故は1588件で、うち高齢者によるものは454件。全体の28.6%に上り、3、4件に1件は高齢者の事故という計算になります。高齢者の事故の割合は増加傾向が続いている、10年前の平成18年上半期は18.2%だったものが、27年の上半期は27.0%まで上昇。さらに今年はこれより1.6ポイント上昇していました。そこでリスクの高い高齢運転者への対策の推進を行います。



1 新設 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習

● 臨時認知機能検査

改正前は3年に1度の免許証の更新のときだけ受け受けることとされていた認知機能検査について、一定の違反行為があれば、3年を待たずに、受けることになります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、新設された「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

【一定の違反行為(18基準行為)】

信号無視(例:赤信号を無視した場合)

通行禁止違反(例:通行が禁止されている道路を通行した場合)

通行区分違反(例:歩道を通行した場合、逆走をした場合)

横断等禁止違反(例:転回が禁止されている道路で転回をした場合)

進路変更禁止違反(例:黄の線で区画されている車道において、黄の線を越えて進路を変更した場合)

しゃん断切立入り等(例:踏切の遮断機が閉じている間に踏切内に進入した場合)

交差点左左折方法違反(例:徐行せずに左折した場合)

指定通行区分違反(例:直進レーンを通行しているにもかかわらず、交差点で右折した場合)

環状交差点左折等方法違反(例:徐行せずに環状交差点で左折した場合)

優先道路通行車両妨害等(例:交差道路が優先道路であるのにもかかわらず、優先道路を通行中の車両の進行を妨害した場合)

交差点優先車両妨害(例:対向して交差点を直進する車両があるのにもかかわらず、それを妨害して交差点を右折した場合)

環状交差点通行車両妨害等(例:環状交差点内を通行する他の車両の進行を妨害した場合)

横断歩道等における横断歩行者等妨害等(例:歩行者が横断歩道を通行しているにもかかわらず、一時停止することなく横断歩道を通行した場合)

横断歩道のない交差点における横断歩行者等妨害等(例:横断歩道のない交差点を歩行者が通行しているにもかかわらず、交差点に進入して、歩行者を妨害した場合)

徐行場所違反(例:徐行すべき場所で徐行しなかった場合)

指定場所一時停止等(例:一時停止をせずに交差点に進入した場合)

合図不履行(例:右折をする時に合図を出さなかった場合)

安全運転義務違反(例:ハンドル操作を誤った場合、必要な注意をすることなく漫然と運転した場合)

● 臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響する恐れがあると判断された高齢者は、新設された「臨時高齢者講習」(個別指導と実車指導)を受けなければなりません。

2 臨時適正検査制度の見直し

改正前と異なり、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、違反の有無を問わず、医師の診断を受けることになります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、臨時適正検査(医師の診断)を受け、又は、命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。

※医師の診断の結果、認知症と判断された場合は運転免許の取消し等の対象となります。

3 高齢者講習の合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の内容等が変わります。高齢者講習は、75歳未満の方や、認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判定された方に対しては2時間に合理化(短縮)されます。その他の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習となります。

損保トピック 2017年地震保険改定(兵庫県は△)

①都道府県別の保険料改定

2014年7月に地震保険の改定があり保険料率が15.5%引き上げられました。しかし早くも2017年1月に更なる改定、地震保険の改定が実施されます。地震保険料は全国平均で19%の引き上げが必要とされていますが、2014年7月に全国平均で15.5%の引上げがあつたばかりです。これを考慮し、2017年1月・2019年1月・2021年1月の3回に分けて段階的に19%まで上がる見込みです。そのため、2017年1月に一気に全国平均19%まで上がるわけではなく、引き上げ1回目となる2017年1月は全国平均5.1%の引き上げ幅となります。

地震保険料の改定が実施されるのは、将来的な災害リスクが高まっているということが原因です。南海トラフ巨大地震などが推測されているため、万が一に備えて支払い余力を蓄えておく必要があるので、保険料の改定が実施されるのです。

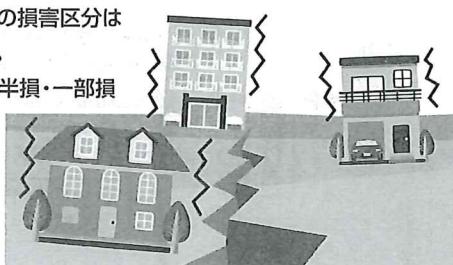
今回の保険料の改定ですが、全国一律で引き上げられるわけではなく、都道府県によっては上がるところもあれば下がるところもあります。

②補償内容の改定

2016年12月までは、地震保険の損害区分は

全損・半壊・一部損の3区分です。

2017年以降は全損・大半損・小半損・一部損の4区分に改定されます。



2017年1月～2019年1月まで(予定)

兵庫県	▲ 7.3%
宮城県	+11.5%
福島県	+14.6%
東京都	+11.3%
大阪府	▲ 2.5%
京都府	▲ 7.3%
和歌山県	▲ 11.3%
徳島県	+14.3%
熊本県	+ 7.5%

□構造(火災保険の構造級別:H構造:C構造D構造または3級・4級構造)の場合

日本各地で大きな地震が頻発しており大きな損害が出ています。いつまた兵庫県に大地震が起きるかもしれません。地震保険には長期契約5年があります。5年契約をしていれば5年間は保険料が変わりません。毎年払うより割安で加入できます。

詳しくは、社員までお問い合わせください。

事故トピック

ドライブレコーダーとは?



ドライブレコーダーを付けるメリット!

- 1.当たり屋、当て逃げ対策
- 2.事故の証拠として使える
- 3.誤認検査対策
- 4.交通事故削減効果

車載カメラを付けて安全運転でいこう。

ドライブレコーダーとは、事故などで車両に大きな衝撃が加わった前後の画像を、時刻、位置、速度、ワインカー操作、ブレーキ操作などの状況とともに記録する車載カメラ装置のことです。近年ドライブレコーダーの機能は高まりさまざまな機種が販売されています。前方の画像だけを記録するもの、車内の様子も撮影するもの、後方も撮影できるものなど高性能化、多様化になっています。また価格面でも数年前までは5万円ほどの高価なものもありましたが近年では1万円を切るものもみられるようになりました。ドライブレコーダーを付けるメリットとしては交通事故に合った場合に記録として残るので非常に役立つということです。実際の事故映像が記録されていますので、事故の相手が嘘をついて証言してもドライブレコーダーにはきちんと映像は残っていますから、交通事故の処理、裁判の証拠書類として提出できるわけです。

また国土交通省などはドライブレコーダーの搭載を事業者などに勧め、事故やヒヤリとした映像を振り返ることで安全意識の向上を高めることを推奨しています。再現映像や写真、口頭で説明されても、なかなか心に響くことはありませんが実際の事故映像や危険シーンを見せられるとより鮮明に心に残り安全運転意識が高まります。事業者や個人でも「いつでも録画されている」と思うことによって運転手の危険な運転の抑止効果も期待されています。『何かあった時の保険』という役割と『日々の運転を見直す』という役割を發揮するようです。2017年以降ドライブレコーダーによる保険の特約及びサービスが改定される予定です。



見直してください
あなたの暮らしの保障
浜本保険株式会社

■本

社/兵庫県加西市北条町横尾313-1 A-NOVA SANWA BLDG 1F
TEL.0790(42)1223㈹ FAX.0790(43)1205

■高砂営業部

兵庫県高砂市荒井町御旅2丁目1番1号
TEL.079(442)3515㈹ FAX.079(442)3054

■イオン加古川店

兵庫県加古川市平岡町新在家615-1
TEL.079(425)6500㈹ ㈹0120(920)903



■本社/北条営業部



■高砂営業部



■アフラックサービスショップ